

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(社会福祉課) 一

○医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(医療人材対策室) 四

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課) 六

告 示

○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二

条の規定による使用料等の額)の一部改正

(保健福祉総務課) 六

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の見出し及び同条第一項中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に、「進学準備給付金申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金申請却下通知書」に改める。

様式第二号(その二)中「次」を「第次」に改める。

様式第三十七号の四を次のとおり改める。

様式第37号の4 (第15条の2関係)

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

申請者
(進学する者又は就職する者)

住所

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)

名称 _____

4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)

 進学・就職前の住居と同じ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)

居住 (予定) 地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

・入学金を納付したことを証明する書類の写し

・入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し

・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等

・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

・その他確実に就職先に就職することを証する書類

② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

③ その他支給決定にあたり必要な書類

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載してください。)

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当するにチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第三十七号の五中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に、「進学準備給付金を」と「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金は」と「進学・就職準備給付金は」に改める。

様式第三十七号の六中「進学準備給付金申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金申請却下通知書」に、「進学準備給付金は」と「進学・就職準備給付金は」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の生活保護法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の生活保護法施行細則の規定によるものとみなす。

医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

医学生修学資金貸付条例施行規則（平成十七年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「六月」を「一月」に改め、同項に後段として次のように加える。

勤務する医療機関を変更しようとするときも、同様とする。

第九条第二項中「第十条第二項」を「第十条第二号」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第一項中「修学資金及び利息の」を削り、「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条

第二項中「様式第十号」を「様式第九号」に、「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

第十二条の見出し中「一時中断」を「延長」に改め、同条第一項中「様式第十二号」を「様式第十

一号」に改め、同条第二項中「様式第十三号」を「様式第十二号」に、「様式第十四号」を「様式第

十三号」に改める。

第十三条第一項中「修学資金及び利息の」を削り、「並びに」を「及び」に、「様式第十五号」を「様

式第十四号」に改め、同項第一号中「様式第十六号」を「様式第十五号」に改め、同条第二項中「様

式第十七号」を「様式第十六号」に、「様式第十八号」を「様式第十七号」に改める。

第十五条中「様式第十九号」を「様式第十八号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第

七号とする。
様式第三号中「修学資金等」を「修学資金」に改める。
様式第七号を次のように改める。

様式第7号 (第9条関係)

医療機関勤務申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
氏名

医学生修学資金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり医療機関での勤務を申し出ます。

現在の勤務医療機関名	
勤務予定の医療機関名	
勤務予定診療科	
勤務予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

添付書類 記載した事実を証する書類

様式第八号を削る。

様式第九号中

貸付けを受けた者の住所	
貸付けを受けた者の氏名	
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)

を削る。

「上記の期間中に指定医療機関での業務に従事するため。
指定医療機関名 ()

「上記の期間中は指定医療機関での業務に従事しないが、将来業務に従事するため。
指定医療機関名 (予定) ()

「在学中に貸付停止となったが、上記の期間中、引き続き大学に在学する予定のため。
心身の故障、災害その他やむを得ない

「在学中に貸付停止となったが、下記の期間中、引き続き大学に在学する予定のため。
医学生修学資金貸付条例第11条第1項に規定する業務対象期間内に必要従事期間、業務に従事するため。
心身の故障、災害その他やむを得ない

この場合、同様式を様式第八号とする。

様式第十号中

「(は一部)の猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。

や

「(は一部)の猶予については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、医学生修学資金貸付条例第8条第3項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当し、修学資金の貸付を停止されることとなったときは、当該貸付を停止された日までを猶予期間とします。

